

新築住宅を建てるならふじえだ！  
藤枝市内で優良田園住宅を建設する方を応援します！

令和7年度



藤枝市  
Fujieda City

## 優良田園住宅移住促進事業

補助金 最大 **120万円**

### ■ 優良田園住宅取得事業

藤枝市内で優良田園住宅を新築した際の費用を補助。

補助率	2分の1		
補助上限額	市外の子育て世帯	市外の一般世帯	市内の子育て世帯
	100万円	50万円	50万円

### ■ 優良田園住宅移転事業

市外から新築した優良田園住宅に引っ越しした際の費用を補助。

※取得した優良田園住宅を住所とする直前の住所が藤枝市外の方のみ対象。

補助率	2分の1	
補助上限額	県内他市町	静岡県外
	5万円	20万円

※エアコンの取付、配線工事、家電の購入など補助対象外となる経費もあります。

### 補助金交付申請期間

建築日（登記簿上の建築日）から1年以内

※来年度以降の補助金事業の実施は未定です。

※申請時点で住民票の異動が完了している必要があります。



裏面へつづく

藤枝市 都市建設部 住まい戦略課（東館2F）

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

電話 054-631-5750（直通） FAX 054-643-3280

E-mail [sumai@city.fujieda.shizuoka.jp](mailto:sumai@city.fujieda.shizuoka.jp)

補助金HP



## 1 必須書類

### □ 契約書の写し

★必要な情報（変更契約をしている場合は、変更契約書も含みます。）

- 契約者署名欄
- 契約金額（最終金額）がわかる箇所
- 住宅の所在地がわかる箇所

### □ 建物登記簿謄本

建売の優良田園住宅を購入した場合は、所有権移転登記が完了している必要があります。

## 2 直前の住所が藤枝市内であった申請者のみ必要となる書類

### 藤枝市税（市民税のみ）に滞納がないことが確認できる書類（次のうちいずれか）

- 完納証明書
- 非課税証明書
- 滞納がない旨の誓約書

## 3 移転事業を申請する場合に必要な書類

※直前の住所が藤枝市外の申請者のみ対象

（1）引越業者を利用した場合

### □ 見積書の写し（費用の内訳を確認します。）

### □ 領収書の写し（代金を支払ったことがわかるもの。）

※見積書と領収書は、必ず同額のもの提出が必要です。見積書と領収書の金額が異なる場合、支払った金額の内訳がわかるものを添付してください。

（2）レンタカーを利用した場合

### □ 領収書の写し（代金を支払ったことがわかるものの写し。領収書のみで必要な情報が確認できない場合、利用明細等も追加で添付してください。）

- ★必要な情報
- 支払額
- 支払者名
- 利用日時
- 店舗名

※ 一覧の書類以外にも、世帯状況等に応じて追加での書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめ御了承ください。

## ■ 注意事項

※優良田園住宅移住促進事業補助金の交付は、事業ごと1世帯1回限りです

（過去、同種の補助金の交付を受けたことのある世帯には補助金の交付はできません）。

※補助対象経費のうち、市の実施する他の補助金の補助対象となっている経費は補助対象に含めることはできません。ただし、浄化槽や蓄電池などの住宅の一部の設備に係る補助金の交付を受けている場合は、これに該当しません。

※予算の上限に達した場合、年度の途中であっても補助金交付申請の受付を終了します。

※優良田園住宅を取得する際に、フラット35の融資を利用する場合、金利の引下げの対象となる場合があります。融資の本契約前にご相談ください。

優良田園住宅とは	藤枝市内の中山間地域内または大洲地区内で特別な要件を満たし、建設計画の認定を受け建設した住宅をいいます。 補助金の交付の対象となるのは、新築の優良田園住宅を建設または購入した場合に限ります。 ※優良田園住宅の建設をするために満たすべき立地要件や建物要件は、ホームページをご覧ください。
優良田園住宅取得事業について	優良田園住宅を建築し、取得した住宅を住所とすること（住民票を異動すること）をいいます。
優良田園住宅移転事業について	優良田園住宅取得事業の対象となった住宅に、藤枝市外の住所から移転することをいいます。補助対象となるのは、直前の住所が藤枝市外の世帯であって、移動に当たって引越業者やレンタカーを利用した場合に限ります。
子育て世帯とは	申請日が属する年度の末日時点で、満18歳以下の子及びその親からなる世帯をいいます。なお、第1子を妊娠中の場合も子育て世帯に該当します。